

【D】

表2(P. 2)を見て、栄養教諭普通免許状を授与された日から最初の修了確認期限を確認ください。



最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間は、免許状更新講習を受講することができる期間です。



文部科学省ホームページや各大学のホームページなどを確認しながら、各自で受講する免許状更新講習を決定します。



大学等に受講を申し込み、30時間以上の免許状更新講習を受講します。



30時間以上の免許状更新講習の課程について修了認定(課程の一部の場合は履修認定)された場合は、大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各教諭等が修了証明書(履修証明書のセット)を添えて、免許管理者(勤務する学校等が所在する都道府県の教育委員会)に対して更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、免許管理者から更新講習修了確認証明書が発行されます。これにより、最初の修了確認期限後も、引き続き、教諭の普通免許状をはじめとして持っている栄養教諭普通免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状も含む。)が修了確認期限後も有効であり、栄養教諭としての職を継続できることとなります。



次回の修了確認期限は、最初の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日となります。

※栄養教諭で一定の事由に該当するために修了確認期限延期を希望する方は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請してください。

※なお、学校栄養職員の方は、各自の修了確認期限までに上記の手続を行わなくても持っている免許状は失効しませんが、修了確認期限を過ぎて栄養教諭等になる場合には【E】と同様の手続が必要となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された栄養教諭の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:昭和48年1月8日生まれの教諭で平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

例3:平成20年3月20日に栄養教諭免許状を授与された学校栄養職員の方は、この表の③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成30年3月31日となりますが、学校栄養職員には免許状更新講習受講義務はなく、期限までに講習を受講しなくても免許状は失効しません。本人の意思で平成28年2月1日から平成30年1月31日までの間に免許状更新講習を受講し、更新講習修了確認の申請を行うことは可能です。